



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事
事務局長	課 長	代理・係長	担 当	受 付
	中澤			岡林

日医発第 2194 号（保険）  
令和 6 年 3 月 1 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松 本 吉 郎

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）（食事療養標準負担額等の改正）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」が、令和 6 年 3 月 5 日付で公布され、同年 6 月 1 日から適用されることとなります。

改正の概要としては、食材費等が大きく高騰していることを踏まえ、入院時の食費基準額（患者負担額）の引き上げとして、原則、1 食当たり 30 円、低所得者については、所得区分等に応じて 10～20 円を引き上げることとして、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について所要の改正を行うものとなっております。（詳細は別添資料参照ください。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

・「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

（令 6.3.5 保発 0204 第 6 号 厚生労働省保険局長）

【参考】

・「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（令 6.3.5 厚生労働省告示 65 号 厚生労働大臣 官報（号外第 49 号））」

保発 0307 第 13 号  
令和 6 年 3 月 7 日

( 別 記 ) 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別記)

公益社団法人 日本医師会 会長  
公益社団法人 日本歯科医師会 会長  
公益社団法人 日本薬剤師会 会長  
一般社団法人 日本病院会 会長  
公益社団法人 全日本病院協会 会長  
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長  
一般社団法人 日本医療法人協会 会長  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 会長  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 会長  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 会長  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長  
公益社団法人 日本看護協会 会長  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長  
公益財団法人 日本訪問看護財団 理事長  
独立行政法人 国立病院機構 理事長  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長  
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長  
独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長

別添

保発 0307 第 7 号  
令和 6 年 3 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 65 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 5 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につい

ては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

## 第 2 改正告示の主な内容

### 1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		<u>1食につき 110 円</u>

#### (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>

		入院時生活療養(Ⅱ)(基準の入院時生活療養(Ⅱ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と1食につき <u>450 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅱ		1日につき 370 円と1食につき <u>230 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と1食につき <u>140 円との合計額</u>
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と1食につき <u>490 円との合計額</u>
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と1食につき <u>450 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 370 円と1食につき <u>230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 370 円と1食につき <u>180 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と1食につき <u>110 円との合計額</u>
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき 0 円と1食につき <u>280 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 0 円と1食につき <u>230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 0 円と1食につき <u>180 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 0 円と1食につき <u>110 円との合計額</u>
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1日につき 0 円と1食につき <u>110 円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成 19 年厚生労働省告示第 395 号)の一部改正(改正告示第 2 条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき 280 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	<u>1食につき230円</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	<u>1食につき180円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		<u>1食につき110円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円との合計額</u>
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円との合計額</u>
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円との合計額</u>
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円との合計額</u>
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円との合計額</u>
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

### 3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。



保発 0307 第 8 号  
令和 6 年 3 月 7 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 65 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 5 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担

額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

## 第 2 改正告示の主な内容

### 1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		<u>1食につき 110 円</u>

#### (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院	1日につき 370 円と <u>1食につき</u>

		時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	<u>450円との合計額</u>
B	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と1食につき230円との合計額
C	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と1食につき140円との合計額
D	規則第62条の3第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と1食につき490円との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と1食につき450円との合計額
E	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と1食につき230円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と1食につき180円との合計額
F	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と1食につき110円との合計額
G	規則第62条の3第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と1食につき280円との合計額
H	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき230円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき180円との合計額
I	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と1食につき110円との合計額
J	規則第62条の3第6号に該当する者		1日につき0円と1食につき110円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の一部改正（改正告示第2条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき490円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき280円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	<u>1食につき230円</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	<u>1食につき180円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		<u>1食につき110円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円との合計額</u>
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円との合計額</u>
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円との合計額</u>
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円との合計額</u>
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円との合計額</u>
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

### 3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保発 0307 第 9 号  
令和 6 年 3 月 7 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省 保険局長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 65 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 5 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担

額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

## 第 2 改正告示の主な内容

### 1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		<u>1食につき 110 円</u>

#### (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院	1日につき 370 円と <u>1食につき</u>

		時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	<u>450円との合計額</u>
B	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
C	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円との合計額</u>
D	規則第62条の3第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
E	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円との合計額</u>
F	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円との合計額</u>
G	規則第62条の3第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円との合計額</u>
H	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円との合計額</u>
I	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき110円との合計額</u>
J	規則第62条の3第6号に該当する者		1日につき0円と <u>1食につき110円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の一部改正（改正告示第2条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき490円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき280円</u>



C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	<u>1食につき230円</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	<u>1食につき180円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		<u>1食につき110円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円との合計額</u>
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円との合計額</u>
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円との合計額</u>
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円との合計額</u>
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円との合計額</u>
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円との合計額</u>
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

### 3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

○厚生労働省告示第六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項(これらの規定を同法第四十九条において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十一号)第五十二條第二項及び第五十二條の二第二項(これらの規定を同法第五十四條第四項において準用する場合を含む。)、並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十四條第二項及び第七十五條第二項(これらの規定を同法第七十七條第四項において準用する場合を含む。)、の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食予療養標準負担額及び後期高齢者医療の食予療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示  
 (健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)  
 第一条 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成八年厚生省告示第二二〇号)の、部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>
<p>健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第二十六号。以下「規則」という。)第五十八条各号に該当する者以外の者</p> <p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第二十六号。以下「規則」という。)第五十八条各号に該当する者以外の者</p> <p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p> <p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p> <p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>
<p>規則第一百五十五条の規定による申請を行った月以前の十一月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定めるものである期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>規則第一百五十五条の規定による申請を行った月以前の十一月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定めるものである期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>規則第一百五十五条の規定による申請を行った月以前の十一月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定めるものである期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>規則第一百五十五条の規定による申請を行った月以前の十一月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定めるものである期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>
<p>食につき二百二十円</p>	<p>食につき四百九十円</p>	<p>食につき二百円</p>	<p>食につき四百六十円(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては、食につき二百六十円)</p>

<p>規則第五十八條第二号に該当する者</p> <p>規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第五十八條第二号に該当する者</p> <p>規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>健康保険の生活療養費標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、この生活療養費標準負担額のうち食料の提供に係るものの額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<p>区分</p> <p>入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する該当する者以外の者</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p> <p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p>	<p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p>	<p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>規則第六十一條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>
<p>食につき百八十円</p>	<p>食につき百八十円</p>		<p>一日につき三百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>

<p>規則第五十八條第三号に該当する者</p> <p>規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第五十八條第三号に該当する者</p> <p>規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>健康保険の生活療養費標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養費標準負担額のうち食料の提供に係るものの額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<p>区分</p> <p>入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する該当する者以外の者</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p> <p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>規則第六十二條の二第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養費(一)を算定する保険医療機関に入院している者</p>
<p>食につき百六十円</p>	<p>食につき百六十円</p>		<p>一日につき三百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき二百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と二食につき四百九十円との合計額</p>

<p>規則第六十一 条の二第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>一月につき二百七十 円と一食につき二百十 円との合計額</p>
<p>規則第六十一 条の二第四号に該当する者であつて、同条第三号に 該当するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一月につき二百七十 円と一食につき二百八十 円との合計額</p>
<p>規則第六十一 条の二第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>一月につき二百八十 円と一食につき二百十 円との合計額</p>
<p>規則第六十一 条の二第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一月につき二百八十 円と一食につき二百十 円との合計額</p>

<p>規則第六十二 条の二第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>一月につき二百七十 円と一食につき二百十 円との合計額(ただし、 平成二十九年十月一日 から平成三十年三月三 十一日までの間におい ては、一月につき二百 円と一食につき二百十 円との合計額)</p>
<p>規則第六十二 条の二第四号に該当する者であつて、同条第三号に 該当するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一月につき二百七十 円と一食につき二百八十 円との合計額(ただし、平成 二十九年十月一日から 平成三十年三月三十 一日までの間において は、一月につき二百円 と一食につき二百円と の合計額)</p>
<p>規則第六十二 条の二第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>一月につき二百八十 円と一食につき二百十 円との合計額</p>
<p>規則第六十二 条の二第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第一百五 条の規定による申請を行った月以前の 十一月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一月につき二百八十 円と一食につき二百十 円との合計額</p>

二・四 (略)	<p>規則第六十一条の二第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p> <p>一月につき零円と、食につき百円との合計額</p>	二・四 (略)	<p>規則第六十一条の二第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p> <p>一月につき零円と、食につき百円との合計額</p>
---------	--	---------	--

第二期 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正

改正後

<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者</td> <td>食につき四百九十円</td> </tr> <tr> <td>次欄に掲げる者以外の者</td> <td>食につき二百二十円</td> </tr> </table>	区分	額	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者	食につき四百九十円	次欄に掲げる者以外の者	食につき二百二十円	<p>規則第二十五条第一号に該当する者</p> <p>被保険者番号(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう)、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう)並びに入院日数(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第26号)第百八十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和二十三年厚生省令第51号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>
区分	額							
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者	食につき四百九十円							
次欄に掲げる者以外の者	食につき二百二十円							

改正前

<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、二食に相当する額を限度とする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者</td> <td>食につき四百六十円(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、食につき三百六十円)</td> </tr> <tr> <td>次欄に掲げる者以外の者</td> <td>食につき百十円</td> </tr> </table>	区分	額	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者	食につき四百六十円(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、食につき三百六十円)	次欄に掲げる者以外の者	食につき百十円	<p>規則第二十五条第一号に該当する者</p> <p>被保険者番号(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう)、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう)並びに入院日数(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第26号)第百八十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和二十三年厚生省令第51号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>
区分	額							
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)以下、規則(という)第二十五条各号に該当する者以外の者	食につき四百六十円(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、食につき三百六十円)							
次欄に掲げる者以外の者	食につき百十円							

(傍線部分は改正部分)

<p>二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和二十二年政令第二百七号）第一條の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和二十七年政令第三百五十二号）第二十二條の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第二十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届書提出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p>	<p>規則第二十五條第一号に該当する者</p>	<p>食につき百十円</p>
<p>規則第二十五條第二号に該当する者であつて、同條第一号又は第一号に該当しないもの</p>	<p>規則第二十五條第二号に該当する者であつて、同條第一号又は第一号に該当しないもの</p>	<p>一食につき百八十円</p>
<p>規則第四十條 各号に該当する者以外の者</p>	<p>後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、一食に相当する額を限度とする。</p>	<p>規則第四十條 各号に該当する者以外の者</p>
<p>入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費川の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養費（一）を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>基準の入院時生活療養費（一）を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>日につき二百七十円 と一食につき四百九十円との合計額</p>

<p>二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和二十二年政令第二百七号）第一條の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和二十七年政令第三百五十二号）第二十二條の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第二十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届書提出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p>	<p>規則第二十五條第一号に該当する者</p>	<p>食につき百十円</p>
<p>規則第二十五條第二号に該当する者であつて、同條第一号又は第一号に該当しないもの</p>	<p>規則第二十五條第二号に該当する者であつて、同條第一号又は第一号に該当しないもの</p>	<p>食につき百八十円</p>
<p>規則第四十條 各号に該当する者以外の者</p>	<p>後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、一食に相当する額を限度とする。</p>	<p>規則第四十條 各号に該当する者以外の者</p>
<p>入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養費（一）を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>基準の入院時生活療養費（一）を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>日につき二百七十円 と一食につき四百九十円との合計額</p>



<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、 可条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき二百十円 との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、 同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき百四十円 との合計額</p>	<p>規則第四十条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食 につき百十円との合計 額</p>	<p>規則第四十条 第四号に該当 する者であつ て、同条第一 号から第二号 まで又は第六 号に該当しな いもの</p> <p>基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療 機関に入院している者</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき四百九十 円との合計額</p>	<p>規則第四十条 第四号に該当 する者であつ て、同条第一 号に該当する もの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき二百十 円との合計額</p>
<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、 可条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき二百十円 との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、 同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円 と一食につき百二十円 との合計額</p>	<p>規則第四十条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食 につき百円との合計額</p>	<p>規則第四十条 第四号に該当 する者であつ て、同条第一 号から第二号 まで又は第六 号に該当しな いもの</p> <p>基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療 機関に入院している者</p> <p>平成二十九年十月一日 から平成三十年三月十 一日までの間におい ては、一日につき二百 円と一食につき二百六 十円との合計額</p>	<p>規則第四十条 第四号に該当 する者であつ て、同条第一 号に該当する もの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>平成二十九年十月一日 から平成三十年三月十 一日までの間におい ては、一日につき二百 円と一食につき二百十 円との合計額</p>

<p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき二百七十円と一食につき百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき二百七十円と一食につき百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第六号に該当する者</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>
<p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき二百七十円と一食につき百六十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百八十円と一食につき百六十円との合計額)</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき二百七十円と一食につき百六十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百八十円と一食につき百六十円との合計額)</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第六号に該当する者</p> <p>一日につき二百八十円との合計額</p>

附則

(適用期)

この告示は、令和六年六月一日から適用する。

(経過措置)

この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

2

1